

山形県



若者がん患者の 在宅ターミナルケア 支援事業のご案内

山形県では、若者がん患者が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅生活で必要となる介護サービスに要する費用の一部を助成します。

1 助成対象者

次の(1)から(4)全てに該当する方

- (1) 山形県内に住所を有する方
- (2) 助成対象サービスの利用日時点で18歳以上40歳未満の方
(小児慢性特定疾病医療費支援や小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を受けていない方)
- (3) がんの治療を目的とした治療を行わないがん患者
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
- (4) 本事業以外の制度によっては、本事業と同等の助成又は給付を受けることができない方

2 助成対象サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 福祉用具購入



3 助成額

助成対象サービス利用料合計の9割を助成します。(1か月あたり助成上限額73,800円)

例) サービス利用料が82,000円の場合
助成金額73,800円、自己負担額8,200円となります。

※ 1か月あたりの上限を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担となりますのでご注意ください。

支援事業の申請の流れは、裏面をご覧ください。 >>>

申請の流れ

利用申請

①利用申請書、②医師による意見書、③サービス利用者の住民票の写し等を申請窓口へ郵送又は持参により提出します。



決定通知

県が申請内容を審査し、適当と認めた場合は助成決定通知書を郵送します。

サービス利用

居宅介護サービス提供事業者と契約を結び、サービス利用を開始します。



利用料支払い

介護サービス事業者に請求された額をいったん支払い、領収書及び明細書（サービス内容・日時・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

助成金の請求

サービス利用料を支払った年度内に、①交付金請求書、②領収書の写し、③明細書の写し、④通帳等の写しを申請窓口へ郵送又は持参により提出します。

助成金の交付

県が申請内容を審査し、適当と認めた場合は指定の口座に助成金を振込みます。



申請窓口
・
問合せ先

山形県健康福祉部
がん対策・健康長寿日本一推進課 疾病予防担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
☎023-630-2919



◎事業の詳細や申請書類のダウンロードはこちらから